

廃棄物の分別に関するお願い（北九州事業エリア）

中間貯蔵・環境安全事業
株式会社(JESCO)

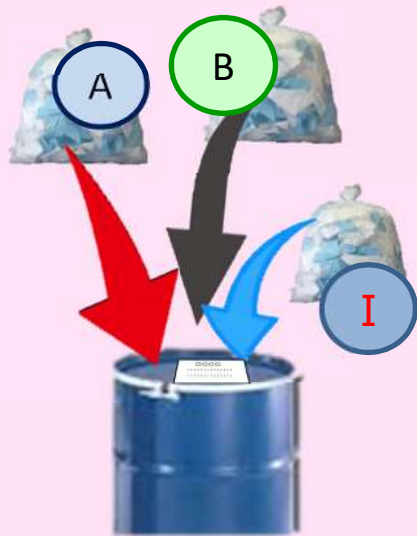
JESCOでは、高濃度PCB廃棄物をドラム缶、もしくはペール缶に収納する際、原則として、下表に示す「種別」ごとに分別することをお願いしております。
【分別されていない場合、搬入後の処理効率が大幅に低下するとともに、トラブルの原因となります。】

安定器等・汚染物種類	種別	イメージ写真	収納ルール
1. 蛍光灯安定器	A	<p>蛍光灯安定器 防爆型安定器 水銀灯用安定器</p>	<p>左記の記号「A～I」ごとにドラム缶、ペール缶に収納してください。</p> <p>A </p> <p>B </p> <p>C </p> <p>D </p> <p>※ドラム缶の色に指定はありません。</p> <p>E～I 以降も同様</p> <p>やむを得ず混載となる場合は次ページ参照</p>
2. 水銀灯用安定器			
3. 安定器（用途不明）			
4. 防爆型安定器			
5. 安定器用コンデンサ	B		
6. 小型電気機器（3kg未満）			
	D		
7. ネオントランス			
8. 感圧複写紙	E		
9. 感圧複写紙以外の紙	F		
10. ウェス	G		
11. 樹脂製容器	H		
12. その他	I		



混載搬入に関するルール

- (1) 1つの保管事業場でドラム缶又はパール缶、**1缶に限り混載可能***1。
- (2) ①から⑩までの全ての種類を混載可能。
ただし、①から⑩は別々のビニール袋にて分別。
- (3) 混載のドラム缶又はパール缶には混載物を記載*2。



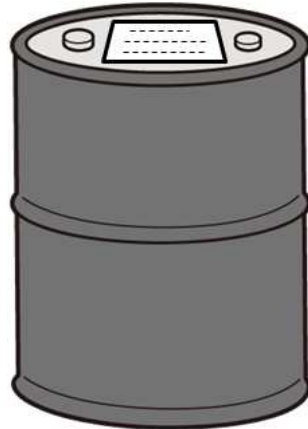
***1: 混載缶例外**
同一事業者様の「複数の保管事業場」から搬出し、結果的に「混載缶が複数」となってしまうことについては、問題ありません。

保管事業者：○△工業株式会社



*2: 混載缶への表示方法と表示内容

【ドラム缶】



天板に貼り付ける用紙はA4程度の大きさとし、太く、大きく、分かりやすく記載願います。

【パール缶】



缶の天板に油性ペン等で直接記入するか、養生テープを貼った上から記入してください。また缶の側面にも混載内容を表示願います。

※表示例

ビニール袋 2袋混載あり
安定器用コンデンサ 5個
金属くず



不明な点がございましたら、J E S C O 営業担当までお問い合わせ下さい。【北九州PCB処理事業所営業課】

小倉オフィス ☎ : 093-522-8588
近畿・東海エリア分室 ☎ : 06-6575-5585
四国担当 ☎ : 06-6575-5580